証券コード：8550

First for You
あなたとともに

第114期
定時株主総会
招集ご通知

日　時

平成29年６月29日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

場　所

栃木県青年会館（コンセーレ）
栃木県宇都宮市駒生１丁目１番６号

※今年の株主総会会場は、上記のとおり変更いたしました。
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目　次

■第114期定時株主総会招集ご通知…… 1

【添付書類】

■第114期事業報告…… 3

■計算書類…… 17

■連結計算書類…… 20

■監査報告書…… 23

■株主総会参考書類…… 26

第１号議案　剰余金処分の件…… 26

第２号議案　取締役５名選任の件…… 27

TOCHIGI 栃木銀行

ホームページ http://www.tochigibank.co.jp/

証券コード:8550
平成29年６月５日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市西２丁目１番18号
株式会社　**栃 木 銀 行**
取締役頭取　黒 本 淳 之 介

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使等についてのご案内」（２頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧いただきまして、平成29年６月28日（水）午後５時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申しあげます。

敬具

記

1.日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

2.場　　所　栃木県宇都宮市駒生１丁目１番６号
栃木県青年会館（コンセーレ）

3.目的事項
報告事項　⑴第114期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
⑵第114期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　**第１号議案**　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 平成29年6月29日（木）午前10時

場 所 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号栃木県青年会館（コンセーレ）

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、第114期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

郵送で議決権を行使される場合



行使期限 平成29年6月28日（水）午後5時までに到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合



行使期限 平成29年6月28日（水）午後5時までに入力

当行指定の議決権行使サイト
▶http://www.it-soukai.com/にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。
詳細は30頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

●インターネット開示事項について
（1）本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tochigibank.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
（2）株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tochigibank.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

●代理人による議決権行使について
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

●重複行使の取扱い
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

●議決権の不統一行使
議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の３日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申しあげます。

以　上

（定時株主総会招集ご通知添付書類）

第114期事業報告

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

《金融経済環境》

当期の経済情勢は、金融緩和や各種経済政策の効果に支えられ、企業収益や雇用情勢が改善するなど景気は緩やかな回復基調が続いております。

金融情勢につきましては、長期金利は平成28年９月の政策決定会合以降11月上旬まで△0.05％でもみ合いました。その後米国の長期金利が上昇すると、それに伴いプラス圏に浮上、平成29年２月初旬には一時0.15％まで上昇しましたが、年度末にかけては0.1％弱の水準で推移しました。

日経平均株価は、米国大統領選挙後はその政策期待から平成28年末にかけて年初来高値を更新し、19,000円台を回復しましたが、年明け以降は19,000円を中心とするボックス圏で推移しました。

《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、当行は平成26年４月より３年間の「第八次中期経営計画（新たな成長への第一歩　～あなたとともに～）」の最終年度として、当行グループを挙げて資産の健全化や経営の合理化・効率化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により、前期比372億円増加し２兆6,068億円となりました。

貸出金の期末残高は、個人・中小企業向け貸出の増加等により、前期比321億円増加し１兆8,772億円となりました。

有価証券の期末残高は、市場動向を注視しつつ運用した結果、前期比1,485億円減少し4,609億円と

なりました。
　経常収益につきましては、償却債権取立益の減少等により、前期比73億79百万円減少の478億83百万円となりました。
　経常費用につきましては、与信関係費用の減少等により、前期比15億88百万円減少の357億77百万円となりました。
　この結果、経常利益は前期比57億91百万円減少の121億５百万円、当期純利益は前期比35億７百万円減少の76億60百万円となりました。

《対処すべき課題》

　少子高齢化が進展し人口減少社会が到来する中、将来の地域マーケット縮小が予想され、他金融機関との競争激化が予想されます。また超緩和的な金融政策が継続されるなど、金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しくなっております。こうした環境の下、当行は、地域金融機関として中長期にわたり持続可能なビジネスモデルの確立に向けて、これまで以上にお客様の目線に立ち「顧客本位の金融サービス」を提供することが必要であると考えております。
　当行は、平成29年４月より第九次中期経営計画をスタートさせました。本中期経営計画では、目指す銀行像として「お客様から信頼され選ばれ続ける銀行」を掲げ「お客様に適したきめ細やかなサービスを提供し、ご満足いただいた結果が地域の活性化に結びつき、延いては当行の収益に繋がる」という好循環の形成に努めてまいります。
　その実現に向けて「独自性発揮に向けた変革」の基本方針の下、前中期経営計画において策定したBPR戦略に基づく「人材育成の強化」「営業態勢の強化」及び「経営基盤の強化」の３点を重要施策に据え、これまでのやり方・考え方に捉われない新たな発想による様々な変革に取組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	24,667	25,303	25,696	26,068
定期性預金	11,882	11,759	11,637	11,334
その他	12,785	13,543	14,058	14,734
貸出金	17,213	18,021	18,450	18,772
個人向け	5,392	5,655	5,841	5,988
中小企業向け	7,997	8,092	8,154	8,202
その他	3,823	4,274	4,454	4,581
商品有価証券	1	3	3	2
有価証券	6,385	6,337	6,095	4,609
国債	3,507	3,980	3,423	1,634
その他	2,877	2,357	2,671	2,975
総資産	26,667	27,566	27,980	28,375
内国為替取扱高	74,879	70,265	71,020	69,881
外国為替取扱高	百万ドル 145	百万ドル 145	百万ドル 130	百万ドル 166
経常利益	百万円 13,027	百万円 20,054	百万円 17,897	百万円 12,105
当期純利益	百万円 8,104	百万円 12,222	百万円 11,168	百万円 7,660
1株当たり当期純利益	円 銭 71 47	円 銭 107 75	円 銭 99 09	円 銭 73 61

注．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,663人	1,665人
平均年齢	38年 3 月	38年 0 月
平均勤続年数	15年11月	15年 8 月
平均給与月額	375千円	377千円

注1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
栃木県	店 71（うち出張所 12）	店 71（うち出張所 12）
埼玉県	17（1）	17（1）
群馬県	2（－）	2（－）
東京都	1（－）	1（－）
茨城県	1（－）	1（－）
合計	92（13）	92（13）

注．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を115ヵ所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

注１．当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- 小金井支店　下野市役所出張所　(栃木県下野市)
- 石橋支店　石橋総合病院出張所　(栃木県下野市)

２．当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

- 太田支店　太田西出張所　(群馬県太田市)
- 今市支店　日光市役所出張所　(栃木県日光市)
- 吉川支店　カスミ吉川店出張所　(埼玉県吉川市)

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,141

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社とちぎんビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地5	物品運送業務、現金自動設備監視業務等	昭和61年12月10日	20	100	
株式会社とちぎん集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理業務等	平成8年10月1日	10	100	
株式会社とちぎんカード・サービス	宇都宮市江野町1番12号	クレジットカード業務等	平成3年3月12日	20	5	
株式会社とちぎんリーシング	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	リース業務・保証業務	平成4年6月10日	30	5	

注１．上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．当連結会計年度の経常収益は50,353百万円（前連結会計年度比12.94％減）となりました。また、経常利益は12,703百万円（前連結会計年度比31.35％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,652百万円（前連結会計年度比31.69％減）となりました。

重要な業務提携の概況

１．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
２．第二地銀協地銀41行、都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
３．第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
４．ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
５．セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
６．イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
７．株式会社ローソン･エイティエム･ネットワークスとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項
(1) 会社役員の状況

（平成28年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
菊池　康雄	取締役会長（代表取締役）		
黒本　淳之介	取締役頭取(代表取締役)秘書室･監査部担当		
鷹箸　一成	取締役副頭取(代表取締役)資金運用部担当		
荒井　卓	専務取締役　経営企画部・人事部・事務システム部担当		
植木　栄	常務取締役　コンプライアンス統括部・総務部・審査部・個人ローン審査室・資産査定室・管理部担当		
和南城　憲一	常務取締役　営業統括部・個人ローン部・法人営業部・金融サービス部担当		
猪俣　佳史	取締役　経営企画部長兼関連事業室長		
下山　孝治	取締役　本店営業部長		
橋本　佳明	取締役　営業統括部長		
麻生　利正	取締役（社外取締役）	一般財団法人とちぎメディカルセンター理事長	
井橋　吉一	取締役（社外取締役）	株式会社イハシ代表取締役	
君島　清巳	常勤監査役		
小林　隆雄	常勤監査役		
塚本　美貴吉	監査役（社外監査役）	芳賀通運株式会社代表取締役	
西江　章	監査役（社外監査役）	弁護士	
（当年度中に退任した役員）			
綱川　清美	常務取締役　コンプライアンス統括部・人事部・総務部担当	平成29年３月29日退任（辞任）	
野原　浩二	常務取締役	平成28年６月29日退任（辞任）	
吉本　修二	監査役（社外監査役）	平成28年６月29日退任（任期満了）	

注１．取締役 麻生利正及び井橋吉一は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
　２．監査役 塚本美貴吉及び西江章は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
　３．社外取締役である麻生利正、井橋吉一並びに社外監査役である塚本美貴吉、西江章の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
　４．当年度中に退任した役員の地位は退任時のものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数（名）	報酬等
取締役	13	278（92）
監査役	5	38（－）
計	18	316（92）

注１．上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役２名及び監査役１名が含まれております。

2．報酬等の欄には下記のものが含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額　43百万円
・役員賞与の額　49百万円
3．上記のほか、使用人兼取締役の使用人分給与35百万円、賞与14百万円を支払っております。
4．取締役の報酬は、平成19年６月28日開催の第104期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議頂いておりますが、平成24年６月28日開催の第109期定時株主総会において、この報酬額とは別額で、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、年額60百万円以内と決議頂いております。
5．監査役の報酬は、平成５年６月29日開催の第90期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議頂いております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
麻生　利正	社外取締役は、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
井橋　吉一	同上
塚本　美貴吉	社外監査役は、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
西江　　章	同上

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
麻生　利正	一般財団法人とちぎメディカルセンター理事長	取引先（融資取引有）
井橋　吉一	株式会社イハシ　代表取締役	取引先（融資取引有）
塚本　美貴吉	芳賀通運株式会社　代表取締役	取引先（融資取引有）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生　利正	２年９ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を活かし議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
井橋　吉一	１年９ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席しております。	経験豊富な経営者の観点から審議等に必要な質問、発言を行っております。
塚本　美貴吉	８年９ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会12回全てに出席しております。	経験豊富な経営者の観点から審議等に必要な質問、発言を行っております。
西江　　章	０年９ヶ月	就任以降の取締役会９回全てに出席し、また監査役会９回全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から審議等に必要な質問、発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（名）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	16

注．上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した監査役１名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　　212,000千株
発行済株式の総数　　109,608千株

注．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

8,242名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	6,497	6.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,970	4.77
GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	4,460	4.28
栃木銀行行員持株会	3,865	3.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,098	2.97
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	2,849	2.73
株式会社みずほ銀行（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	2,276	2.18
株式会社東和銀行	2,010	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,998	1.92
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,902	1.82

注１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　３．持株比率は、株式数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。
　４．当行は、平成29年３月31日現在、自己株式を5,540千株保有しておりますが、上記から除外しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　締　役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第１回新株予約権 ②新株予約権の数：789個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　78,900株 ④新株予約権の行使期間：平成24年７月18日から 平成54年７月17日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	７人
	①名称：株式会社栃木銀行第２回新株予約権 ②新株予約権の数：858個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　85,800株 ④新株予約権の行使期間：平成25年７月18日から 平成55年７月17日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	９人
	①名称：株式会社栃木銀行第３回新株予約権 ②新株予約権の数：682個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　68,200株 ④新株予約権の行使期間：平成26年７月16日から 平成56年７月15日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	９人
	①名称：株式会社栃木銀行第４回新株予約権 ②新株予約権の数：487個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　48,700株 ④新株予約権の行使期間：平成27年７月15日から 平成57年７月14日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	９人
	①名称：株式会社栃木銀行第５回新株予約権 ②新株予約権の数：997個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　99,700株 ④新株予約権の行使期間：平成28年７月16日から 平成58年７月15日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	10人
社外取締役	－	－
監　査　役	－	－

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員　　弥永めぐみ 指定有限責任社員 業務執行社員　　小松　聡	83	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。 (対価を伴う非監査業務の内容) ・融資管理態勢に係る 研修業務等

注　1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3．当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は83百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。

② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。

③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱規程（文書の保存及び管理に関する当行規程)」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ 当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
・ 当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることが出来る体制を構築する。
③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（平成28年４月から平成29年３月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。またコンプライアンス委員会を当期中10回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱規程等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期中ALM委員会を12回開催しました。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を48回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。

(5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期４回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員１名を監査役室兼任として配置しております。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

平成27年10月にコンプライアンス・マニュアルを改正し、行内通報窓口として監査役を追加し、コンプライアンス態勢を強化しました。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第114期末貸借対照表

平成29年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**463,842**
現金	37,074
預け金	426,768
コールローン	**3,227**
商品有価証券	**275**
商品国債	169
商品地方債	105
金銭の信託	**2,552**
有価証券	**460,971**
国債	163,473
地方債	47,538
社債	5,260
株式	20,481
その他の証券	224,217
貸出金	**1,877,237**
割引手形	8,320
手形貸付	105,219
証書貸付	1,654,647
当座貸越	109,050
外国為替	**2,099**
外国他店預け	1,972
取立外国為替	126
その他資産	**4,845**
未収収益	2,054
金融派生商品	0
その他の資産	2,789
有形固定資産	**23,871**
建物	6,671
土地	14,444
リース資産	1,333
建設仮勘定	140
その他の有形固定資産	1,281
無形固定資産	**823**
ソフトウェア	508
リース資産	39
その他の無形固定資産	275
繰延税金資産	**4,067**
支払承諾見返	**4,222**
貸倒引当金	**△ 10,447**
資産の部合計	**2,837,588**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**2,606,891**
当座預金	59,333
普通預金	1,370,368
貯蓄預金	36,919
通知預金	1,047
定期預金	1,114,699
定期積金	14,566
その他の預金	9,956
譲渡性預金	**43,016**
借用金	**6,100**
借入金	6,100
外国為替	**29**
売渡外国為替	15
未払外国為替	13
その他負債	**12,710**
未払法人税等	490
未払費用	992
前受収益	745
給付補填備金	2
金融派生商品	0
リース債務	1,493
その他の負債	8,986
賞与引当金	**874**
役員賞与引当金	**26**
退職給付引当金	**2,254**
睡眠預金払戻損失引当金	**284**
偶発損失引当金	**231**
再評価に係る繰延税金負債	**1,184**
支払承諾	**4,222**
負債の部合計	**2,677,826**
（純資産の部）	
資本金	**27,408**
資本剰余金	**26,150**
資本準備金	26,150
利益剰余金	**106,380**
利益準備金	1,745
その他利益剰余金	104,635
別途積立金	96,387
繰越利益剰余金	8,248
自己株式	**△ 2,486**
株主資本合計	**157,453**
その他有価証券評価差額金	**3,114**
土地再評価差額金	**△ 949**
評価・換算差額等合計	**2,165**
新株予約権	**143**
純資産の部合計	**159,762**
負債及び純資産の部合計	**2,837,588**

第114期損益計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**47,883**
資金運用収益	**34,340**	
貸出金利息	22,773	
有価証券利息配当金	11,222	
コールローン利息	28	
預け金利息	312	
その他の受入利息	3	
役務取引等収益	**6,039**	
受入為替手数料	1,738	
その他の役務収益	4,301	
その他業務収益	**5,396**	
外国為替売買益	136	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	5,260	
その他経常収益	**2,105**	
償却債権取立益	338	
株式等売却益	1,017	
金銭の信託運用益	17	
その他の経常収益	732	
経常費用		**35,777**
資金調達費用	**759**	
預金利息	735	
譲渡性預金利息	21	
借用金利息	2	
役務取引等費用	**3,836**	
支払為替手数料	341	
その他の役務費用	3,494	
その他業務費用	**3,414**	
国債等債券売却損	3,352	
その他の業務費用	62	
営業経費	**25,871**	
その他経常費用	**1,895**	
貸倒引当金繰入額	483	
貸出金償却	838	
株式等売却損	298	
株式等償却	13	
その他の経常費用	261	
経常利益		**12,105**
特別損失		**105**
固定資産処分損	14	
減損損失	91	
税引前当期純利益		**11,999**
法人税、住民税及び事業税	**3,422**	
法人税等調整額	**917**	
法人税等合計		**4,339**
当期純利益		**7,660**

第114期株主資本等変動計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**27,408**	**26,150**	**－**	**26,150**	**1,745**	**88,387**	**9,428**	**99,561**
当期変動額								
剰余金の配当							△ 884	△ 884
別途積立金の積立						8,000	△ 8,000	－
当期純利益							7,660	7,660
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 0	△ 0				
自己株式処分差損の振替			0	0			△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩							43	43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**8,000**	**△ 1,180**	**6,819**
当期末残高	**27,408**	**26,150**	**－**	**26,150**	**1,745**	**96,387**	**8,248**	**106,380**

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**△ 2,486**	**150,634**	**11,189**	**△ 905**	**10,283**	**104**	**161,022**
当期変動額							
剰余金の配当		△ 884					△ 884
別途積立金の積立		－					－
当期純利益		7,660					7,660
自己株式の取得	△ 4	△ 4					△ 4
自己株式の処分	3	3					3
自己株式処分差損の振替		－					－
土地再評価差額金の取崩		43					43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 8,074	△ 43	△ 8,118	39	△ 8,079
当期変動額合計	**△ 0**	**6,819**	**△ 8,074**	**△ 43**	**△ 8,118**	**39**	**△ 1,260**
当期末残高	**△ 2,486**	**157,453**	**3,114**	**△ 949**	**2,165**	**143**	**159,762**

連結貸借対照表

平成29年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	464,004
コールローン及び買入手形	3,227
商品有価証券	275
金銭の信託	2,552
有価証券	460,981
貸出金	1,874,819
外国為替	2,099
その他資産	13,875
有形固定資産	24,367
建物	6,674
土地	14,444
建設仮勘定	140
その他の有形固定資産	3,107
無形固定資産	851
ソフトウェア	532
その他の無形固定資産	319
繰延税金資産	4,573
支払承諾見返	4,222
貸倒引当金	△ 11,131
資産の部合計	2,844,718

科目	金額
（負債の部）	
預金	2,604,730
譲渡性預金	43,016
借用金	7,502
外国為替	29
その他負債	15,353
賞与引当金	913
役員賞与引当金	26
退職給付に係る負債	3,898
睡眠預金払戻損失引当金	284
偶発損失引当金	231
再評価に係る繰延税金負債	1,184
支払承諾	4,222
負債の部合計	2,681,393
（純資産の部）	
資本金	27,408
資本剰余金	26,154
利益剰余金	106,698
自己株式	△ 2,486
株主資本合計	157,775
その他有価証券評価差額金	3,114
土地再評価差額金	△ 949
退職給付に係る調整累計額	△ 1,089
その他の包括利益累計額合計	1,075
新株予約権	143
非支配株主持分	4,330
純資産の部合計	163,325
負債及び純資産の部合計	2,844,718

連結損益計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

科目		金額
経常収益		**50,353**
資金運用収益	**34,315**	
貸出金利息	22,745	
有価証券利息配当金	11,224	
コールローン利息及び買入手形利息	28	
預け金利息	312	
その他の受入利息	3	
役務取引等収益	**6,003**	
その他業務収益	**5,396**	
その他経常収益	**4,637**	
償却債権取立益	340	
その他の経常収益	4,297	
経常費用		**37,650**
資金調達費用	**771**	
預金利息	734	
譲渡性預金利息	21	
借用金利息	14	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**3,482**	
その他業務費用	**3,414**	
営業経費	**26,302**	
その他経常費用	**3,678**	
貸倒引当金繰入額	440	
その他の経常費用	3,238	
経常利益		**12,703**
特別利益		**29**
固定資産処分益	29	
特別損失		**106**
固定資産処分損	15	
減損損失	91	

科目	金額
税金等調整前当期純利益	**12,626**
法人税、住民税及び事業税	**3,631**
法人税等調整額	**918**
法人税等合計	**4,549**
当期純利益	**8,076**
非支配株主に帰属する当期純利益	**424**
親会社株主に帰属する当期純利益	**7,652**

連結株主資本等変動計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**27,408**	**26,154**	**99,887**	**△ 2,486**	**150,964**
当期変動額					
剰余金の配当			△ 884		△ 884
親会社株主に帰属する当期純利益			7,652		7,652
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分		△ 0		3	3
自己株式処分差損の振替		0	△ 0		－
土地再評価差額金の取崩			43		43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**－**	**6,811**	**△ 0**	**6,811**
当期末残高	**27,408**	**26,154**	**106,698**	**△ 2,486**	**157,775**

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**11,189**	**△ 905**	**△ 1,592**	**8,690**	**104**	**3,909**	**163,669**
当期変動額							
剰余金の配当							△ 884
親会社株主に帰属する当期純利益							7,652
自己株式の取得							△ 4
自己株式の処分							3
自己株式処分差損の振替							－
土地再評価差額金の取崩							43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 8,074	△ 43	502	△ 7,615	39	421	△ 7,154
当期変動額合計	**△ 8,074**	**△ 43**	**502**	**△ 7,615**	**39**	**421**	**△ 343**
当期末残高	**3,114**	**△ 949**	**△ 1,089**	**1,075**	**143**	**4,330**	**163,325**

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 弥永めぐみ ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 弥永めぐみ ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ウ．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社栃木銀行 監査役会

常勤監査役　君島清巳 ㊞

常勤監査役　小林隆雄 ㊞

社外監査役　塚本美貴吉 ㊞

社外監査役　西江　章 ㊞

（注）監査役塚本美貴吉、西江章は、会社法第2条16号および第335条3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴期末配当に関する事項

第114期の期末配当につきましては、安定配当の継続を基本とし、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金　銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当行普通株式１株当たり　４円５０銭
　総　額　468,304,372円
　なお、第114期の中間配当金として４円をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は８円５０銭となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成29年６月30日（金曜日）

⑵その他剰余金の処分に関する事項

株主様への安定的な利益還元および財務体質強化のため、以下のとおり、別途積立金に積み立てることといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額
　繰越利益剰余金　7,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額
　別途積立金　　7,000,000,000円

第２号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役黒本淳之介、鷹箸一成、荒井卓、猪俣佳史、下山孝治、井橋吉一の６氏が任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	黒本（くろもと）　淳之介（じゅんのすけ） （昭和３３年７月３日生）	**平成21年６月**　人事部長 **平成23年６月**　当行取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱 **平成26年６月**　当行常務取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱 **平成27年６月**　当行専務取締役 **平成28年６月**　当行取締役頭取 （秘書室（東京事務所を含む）、監査部担当）	23,700株
	取締役候補とした理由	昭和56年４月当行入行、小山支店長、人事部副部長、人事部長等を歴任、平成23年６月取締役に就任、平成28年６月より取締役頭取を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役として的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者としました。	
2	荒井（あらい）　卓（たかし） （昭和２９年１０月３日生）	**平成21年６月**　当行取締役 経営企画部長委嘱 **平成23年６月**　当行常務取締役 **平成25年６月**　当行常務取締役 本店営業部長委嘱 **平成27年６月**　当行専務取締役 （経営企画部、人事部、事務システム部担当）	19,100株
	取締役候補とした理由	昭和52年４月当行入行、兵庫塚支店長、東京支店長、経営企画部長等を歴任、平成21年６月取締役に就任、平成27年６月より専務取締役を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役として的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者としました。	
3	猪俣（いのまた）　佳史（よしふみ） （昭和３４年９月２日生）	**平成21年６月**　陽東桜が丘支店長 **平成23年６月**　今市支店長 **平成25年６月**　当行取締役 法人営業部長委嘱 **平成27年６月**　当行取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱	17,800株
	取締役候補とした理由	昭和58年４月当行入行、陽東桜が丘支店長、今市支店長等を歴任、平成25年６月取締役に就任、平成27年６月より経営企画部長を務め、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役として的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者としました。	

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4	**下山　孝治**（しもやま　こうじ） （昭和３５年５月13日生）	**平成22年６月**　東京支店長兼東京事務所長 **平成25年６月**　当行取締役 東京支店長兼東京事務所長委嘱 **平成26年６月**　当行取締役 審査部長委嘱 **平成27年６月**　当行取締役 本店営業部長委嘱	17,600株
	取締役候補とした理由	昭和58年４月当行入行、三の沢支店長、秘書室長、東京支店長兼東京事務所長を歴任、平成25年６月取締役に就任、平成27年６月より本店営業部長を務め、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役として的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者としました。	
5 （社外）	**井橋　吉一**（いはし　よしかず） （昭和２０年８月２５日生）	**昭和47年５月**　㈱イハシ入社 **平成元年５月**　㈱イハシ代表取締役社長 **平成12年６月**　㈱イハシ産業代表取締役会長 **平成27年６月**　当行社外取締役 **＜重要な兼職の状況＞** 社会福祉法人大吉会　理事長 ㈱イハシエネルギー　代表取締役会長 一般社団法人越谷市観光協会　代表理事 越谷商工会議所　会頭	11,300株
	社外取締役候補とした理由	平成27年６月社外取締役に就任、企業経営者として豊富な経験、高い見識および幅広い知識により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に関し、社外取締役として職務の適切な遂行とともに、取締役会の透明性の向上および経営監督機能の強化につながると判断し、社外取締役候補者としました。	

（注）１．各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
２．井橋吉一氏は、社外取締役候補者であります。
３．井橋吉一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、２年であります。
４．井橋吉一氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
５．当行は井橋吉一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただきます。

http://www.it-soukai.com/

(2) 行使期限は平成29年６月28日（水曜日）午後５時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

(3) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**〈みずほ信託銀行　証券代行部〉**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－768－524**（平日　９：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－288－324**（平日　９：00～17：00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

【定時株主総会会場ご案内図】



会　場　栃木県青年会館（コンセーレ）
栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号　電話：028-624-1417

交通アクセス

JRの場合：JR宇都宮駅から約4km 約25分

宇都宮駅（西口）下車 → バスターミナル⑥番⑦番 関東バス「作新学院・駒生」行き

東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約20分

東武宇都宮駅 下車 → 東武宇都宮駅前バス停 関東バス「作新学院・駒生」行き

→ 東中丸バス停（会館前）下車

※ 駐車スペースもございますので、お車での来場もできます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。